

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める上で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携

愛知県のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」を拠点とし、地域のIT企業・中小企業・スタートアップと連携し、営業プロセス改革を軸とした共創活動やオープンイノベーションに取り組みます。

b. IT 実装支援

営業DX支援サービスの提供を通じて、営業ナレッジの共有・蓄積、データ活用、業務効率化を支援します。取引先の業務フローの最適化とともに、デジタル分野における専門人材の不足を補う支援も行います。

d. グリーン化の取組

営業プロセスのデジタル化・オンライン化・ペーパレス化を推進することで、顧客訪問や印刷物削減による営業活動の脱炭素化を支援します。環境負荷低減にも寄与します。

e. 健康経営に関する取組

当社は、マネジメント人材のスキルアップや営業力の底上げを目的とした研修プログラムを通じて、企業の人的資本経営やウェルビーイングの向上に貢献しています。

働きがい・働きやすさを両立させる組織づくりを支援し、従業員の健康や成長にも配慮した経営の実現を後押しします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。当社は、発注側・受注側に立場の違いがある取引においても、双方が納得できる公正な条件となるよう努めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

原則として現金払いを実施し、やむを得ず手形を用いる場合も支払サイト60日以内、割引料等の負担なしとします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3.その他

当社は、サービス提供先企業とともに、営業成果や業務効率の向上といった成功事例の創出に取り組んでいます。今後は、こうした成果やコスト削減のメリットを取引先と公平に分かち合う「成果共有型パートナー契約」の導入も検討しています。

また、現金払いおよび電子記録債権の活用を進めることで、約束手形の利用削減にも積極的に取り組んでいます。

2025年5月1日

株式会社エンサポート
代表取締役 山口勝也